

令和5年4月から



プラスチック製品を燃やすごみから資源ごみへ!



プラスチック製品の分別回収がスタートします。



令和5年4月から家庭ごみのプラスチックごみの出し方が、次のように変わります。

プラスチック製品 を **プラスチック製の「容器」と「包装」** と一緒に入れてお出してください。

プラスチック製品 (新たに分別回収するプラスチック製品の例)

 歯ブラシ (電動歯ブラシは対象外です)	 クリーニング袋	 スプーン・フォーク	 ストロー
 保存容器	 洗濯ばさみ	 衣装用・洗濯用ハンガー	 ラップフィルム



プラスチック製の「容器」と「包装」



資源ごみ



収集日は
プラスチック製の「容器」と「包装」と
同じ日です。

民間業者が収集するマンションの場合



無色透明又は白色透明の袋
ごみの出し方の詳細は、マンション
管理会社へお問い合わせください。

リチウムイオン電池などの電池・電気で動くものや刃物類、注射針などの危険物は出さないでください。

市民しんぶん区版(令和5年3月15日号)挟み込みでもお知らせします。

詳しくは

問合せ先：京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課 TEL:075-222-3946 FAX:075-213-0453 令和5年3月 京都市印刷物 第042249号



この印刷物が不要になれば、「雑がみ」として古紙回収へ!

